

## 規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年三月三十一日

埼玉県人事委員会委員長 大澤 一 司

### 埼玉県人事委員会規則七―一二九

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七―二二一）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 級別資格基準（第四条―第九条）」を「第三章 削除」に改める。

第二条第八号中「又は人事委員会がこれに準ずると認める試験」を「（職員の任用に関する規則（人事委員会規則六―一一）第四条第一項第五号、第八号及び第九号に規定する採用試験（第十条第三項及び第四項において「経験者採用試験」という。）を除く。）」に改め、同条中第四号から第七号までを削り、第八号を第四号とし、第九号から第十一号までを四号ずつ繰り上げる。

第三章を次のように改める。

#### 第三章 削除

第四条から第九条まで 削除

第十条を次のように改める。

（新たに職員となった者の職務の級）

第十条 新たに職員となった者の職務の級は、この条の定めるところにより、その者の能力等を考慮し、その職務に応じて決定するものとする。この場合において、次の各号に掲げる職務の級にあつては、あらかじめ人事委員会の承認を得て決定するものとする。

- 一 行政職給料表の職務の級七級、八級、九級及び十級
- 二 公安職給料表の職務の級八級及び九級
- 三 研究職給料表の職務の級四級及び五級
- 四 医療職給料表(一)の職務の級三級及び四級
- 五 医療職給料表(二)の職務の級六級、七級及び八級
- 六 医療職給料表(三)の職務の級六級及び七級

2 採用試験の結果に基づいて新たに職員となった者の職務の級は、その者が新たに職員となった日においてその者に適用される別表第二に定める初任給基準表（以下「初任給基準表」という。）の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免

許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（初任給基準表の職種欄又は試験欄にその適用される区分の定めのない者にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）に決定するものとする。

3 経験者試験等採用者（新たに職員となつた者のうち、経験者採用試験の結果に基づいて採用された者その他その有する経験年数が一年以上である者（前項に規定する者を除く。）をいう。以下同じ。）の職務の級は、部内その他の職員で、当該経験者試験等採用者の採用の日に占めることとなる職の職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務に従事する者の職務の級を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する知識経験、免許等を考慮して決定するものとする。

4 新たに職員となつた者のうち、その有する経験年数が一年に満たない者（採用試験又は経験者採用試験の結果に基づいて採用された者を除く。）の職務の級は、その者が新たに職員となつた日においてその者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄の職務の級（次条第一項第四号に掲げる職員にあつては、その者に適用される給料表の最下位の職務の級）に決定するものとする。

5 次の各号に掲げる者から人事交流等により引き続いて職員となつた者の職務の級について、前四項の規定による場合には著しく部内他の職員との均衡を失すると認められるときは、これらの規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の職務の級を決定することができる。

一 給料表の適用を受けない県費支弁の職員

二 国家公務員

三 他の地方公共団体の職員

四 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第七十

二号。第二十一条において「公益的法人等派遣条例」という。）第十三条第一号に規定する退職派遣者

五 人事委員会が第一号から第三号までに準ずると認める者

第十一条第一項第一号中「次号に掲げる職員以外の職員」を「前条第二項に規定する職員（第四号に掲げる職員を除く。）」に、「次に掲げる職員の区分に応じ、次」を「その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄」に改め、同号中イ及びロを削り、同項中第二号を第四号とし、同項中第一号の次に次の二号を加える。

二 経験者試験等採用者 その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分と同一の初任給基準表のこれらの欄の区分の適用を受ける部内他の職員（以下この号において「部内職員」とい

う。)で、当該経験者試験等採用者の採用の日に新たに職員となつたものとした場合に、当該経験者試験等採用者の有する経験年数に相応する経験年数を有することとなる者が、当該経験者試験等採用者の採用の日に属する職務の級と同一の職務の級に属する場合に受けることとなる号給を踏まえ、当該経験者試験等採用者の有する能力等を考慮して決定する号給

三 前条第四項に規定する職員(次号に掲げる職員を除く。)その者に適用される初任給基準表の職種欄の区分又は試験欄の区分及び学歴免許等欄の区分に対応する初任給欄に定める号給

第十一条第二項中「職務の級の最低限度の資格を超える学歴免許等の資格又は経験年数を有する職員」を「前条第五項各号に掲げる者から人事交流等により引き続き職員となつた者」に、「は、前項」を「前項各号の規定による場合には著しく部内の他の職員との均衡を失すると認められるときは、当該各号」に、「第十三条から第十八条までに定めるところにより、初任給基準表に定める号給を調整し、又はその者の号給を前項の規定による号給より上位の号給と」を「あらかじめ人事委員会の承認を得てその者の号給を決定」に改める。

第十二条第一項中「試験欄の区分又は職種欄の区分」を「職種欄の区分又は試験欄の区分」に改め、第二項中「試験欄」を「学歴免許等欄」に、「は、第五条第二項の規定の例によるものとし、同表の学歴免許等欄の区分の適用については、」を「は、」に、「学歴免許等資格区分表」を「別表第三に定める学歴免許等資格区分表(以下「学歴免許等資格区分表」という。)」に改め、同項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分は採用試験の結果に基づいて職員となつた者に適用し、同欄の「その他」の区分はその他の職員に適用する。

3 初任給基準表(試験欄の区分の定めのあるものに限る。)の適用を受ける職員となつた者のうち、その者が有する知識経験、学歴免許等の資格等に照らして、採用試験のうちいずれかの試験の結果に基づいて職員となつた者に相当すると認められる者については、前項の規定にかかわらず、同欄の「採用試験」の区分のうち当該試験に対応する区分を適用するものとする。

第十三条第一項中「修学年数調整表」を「別表第五に定める修学年数調整表(第十四条の二第二項において「修学年数調整表」という。)」に改める。

第十四条第一項中「第十条第一項第一号」を「第十条第一項各号」に、「第十一条第一項の規定」を「第十一条第一項第一号、第三号又は第四号の規定」に、「第一号から第三号までに掲げる者の当該各号に定める」を「その者の」に、「年数、第四号に掲げる者で必要経験年数が五年未満の年数とされている職務の級に決定さ

れたものの同号に定める経験年数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を  
超えない年数及び第一号から第四号までに掲げる者の当該各号に定める経験年数の  
うち」を「年数及び」に、「経験年数（第四号に掲げる者で必要経験年数が五年未  
満の年数とされている職務の級に決定されたものにあつては、同号に定める経験年  
数のうち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超える経験年数）」を「経験年  
数」に、「年数（有用経験年数を除く。）」、第四号に掲げる者で必要経験年数が五  
年未満の年数とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のう  
ち五年から当該必要経験年数を減じた年数を超える年数の五年までの年数（有用経  
験年数を除く。）及び同号に掲げる者で必要経験年数が五年を超え十年未満の年数  
とされている職務の級に決定されたものの同号に定める経験年数のうち十年から当  
該必要経験年数を減じた年数を超えない年数（有用経験年数を除く。）のそれぞれ  
を「年数（有用経験年数を除く。）」に改め、同項第一号中「第五条第二項第一号  
に掲げる者」を「採用試験の結果に基づいて職員となつた者」に改め、同項第三号  
中「前二号」を「前号」に改め、同項第四号中「第一号又は第二号」を「第一号」  
に、「級別資格基準表に定めるその職務の級についての必要経験年数を超える」を  
「人事委員会の定める」に改め、同項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四  
号を第三号とし、同条中第二項を削る。

第十四条の次に次の一条を加える。

（経験年数）

第十四条の二 第十条第三項及び第四項、第十一条第一項第二号並びに前条に規定  
する経験年数（以下「経験年数」という。）は、新たに職員となつた者の有する  
最も新しい学歴免許等の資格を取得した時（当該資格以外の資格によることが、  
その者に有利である場合にあつては、その資格を取得した時）以後の年数を別表  
第四に定める経験年数換算表に定めるところにより換算して得られる年数とす  
る。

2 新たに職員となつた者に適用される初任給基準表の学歴免許等欄に掲げる学歴  
免許等の区分（同欄に学歴免許等の資格が掲げられている場合にあつては、当該  
学歴免許等の資格の属する学歴免許等資格区分表の学歴区分欄に掲げる学歴免  
許等の区分とし、初任給基準表の学歴免許等欄に学歴免許等の区分又は学歴免許  
等の資格のいずれもが掲げられていない場合にあつては、人事委員会の定める学  
歴免許等の区分とする。）に対して修学年数調整表に加える年数又は減ずる年数  
が定められている学歴免許等の資格（前項の規定の適用に際して用いられるもの  
に限る。）を有する者については、同項の規定によるその者の経験年数にその年  
数を加減した年数をもつて、その者の経験年数とする。この場合において、これ

らの学歴免許等の区分及び当該学歴免許等の区分に属する学歴免許等の資格については、初任給基準表において別に定める場合を除き、学歴免許等資格区分表に定めるところによる。

3 初任給基準表の備考に別段の定めがある場合における経験年数の取扱いについては、前二項の規定にかかわらず、その定めるところによる。

第十五条中「前二条」を「第十三条又は第十四条」に改める。

第十六条から第十八条までを次のように改める。

第十六条から第十八条まで 削除

第十九条第一項中「次に定めるところにより」を「その者の勤務成績に従い」に、「一級上位の職務の級（第一号に掲げる場合にあつては、上位の職務の級）に決定」を「決定」に改め、「とする。」の下に「この場合において、第十条第一項各号に掲げる職務の級への昇格については、あらかじめ人事委員会の承認を得るものとする。」を加え、同条中第二項及び第三項を次のとおり改める。

2 前項の規定により職員を昇格させる場合には、第一号から第三号までのいずれかに掲げる要件を満たさなければならない。

一 職員を昇格させようとする日に当該職員が昇任したこと。

二 前号に掲げる要件に準ずるものとして人事委員会の定める要件

三 その者の勤務成績が良好であることが明らかであり、かつ、人事評価の結果及び勤務成績を判定するに足りると認められる事実に基づき、昇格させようとする職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められること。

3 職員が国際機関若しくは民間企業等に派遣されていた場合には、前項第三号の規定にかかわらず、人事委員会の定めるところにより、職員を昇格させることができる。

第二十条中「第五条第二項各号の一に該当する」を「初任給基準表の試験欄の「採用試験」の区分の適用を受ける」に、「級別資格基準表の学歴免許等欄の区分を異にする」を「異なる」に、「取得し、若しくは同表に異なる資格基準の定めのある試験欄の区分若しくは職種欄の区分の適用を受けることとなつた」を「取得した」に改め、「前条」の下に「（第一項後段を除く。）」を加える。

第二十一条第一項中「第十九条」の下に「（第一項後段を除く。）」を加え、「あらかじめ人事委員会の承認を得てその」を「その」に改める。

第二十四条のみだし中「初任給基準」の下に「又は給料表の適用」を加え、同条第一項中「職員を給料表の適用を異にすることなく初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務に異動させる場合に」を「次の各号に掲げる異動

をした職員の職務の級」に、「かつ、第十条第一項第一号に掲げる職務の級にあつてはあらかじめ人事委員会の承認を得て、その他の職務の級にあつては級別資格基準表に定める資格基準に従い、それぞれ昇格させ、降格させ」を「決定する（第一号に掲げる異動の場合にあつては、決定し」に、「ものとする」を「ものとする。この場合において、第十九条第一項後段に規定する職務の級に決定される職員については、同項後段の規定を準用する」に改め、同条第二項を削り、同条に次の二号を加える。

一 初任給基準表に異なる初任給の定めがある他の職種に属する職務への異動（次号に掲げる異動を除く。）

二 給料表の適用を異にする他の職務への異動

第二十五条中「前条第一項に規定する」を「前条第一号に掲げる」に改め、同条第一項第二号中「第十六条又は第十七条」を「第十一条第二項」に改める。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第二十七条中「前条第一項に規定する」を「第二十四条第二号に掲げる」に改める。

第三十五条第八項中「第二十四条に規定する」を「第二十四条第一号に掲げる」に改める。

別表第一イを次のように改める。

別表第一 級別職務分類表（第三条関係）

イ 行政職給料表級別職務分類表

組織		職務の級			職
知事部局 議会事務局 選挙管理委員会 監査事務局 人事委員会事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局		二級	三級	四級	専門員
					主任専門員
					協同組合検査員
					講師
					地域機関の課長
	五級				主任職業訓練指導員
					助教授
					工事検査員
					監査員
					主任協同組合検査員
					地域調整幹
					主任講師
					科長

<p>地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉センター管理センター並びに農業技術研究センターの部長を除く。）</p> <p>次長</p> <p>職業訓練主幹</p> <p>教務主幹</p> <p>教授</p> <p>施工監理主幹</p> <p>主任工事検査員</p> <p>出納審査幹</p> <p>主任監査員</p> <p>収用委員会事務局副事務局長</p>	<p>六級</p> <p>本庁の副所長</p> <p>調整幹</p> <p>副室長</p> <p>副報道長</p> <p>企画幹</p> <p>主席県民相談員</p> <p>家畜衛生幹</p> <p>支所長（自動車税事務所大宮支所及び男女共同参画推進センター支所の支所長を除く。）</p> <p>副支所長</p> <p>副校（園）長</p> <p>主席講師</p> <p>地域機関の部長（総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉センター管理センター並びに農業技術研究センターの部長に限る。）</p>

<p>副学院長</p> <p>地域機関の総務部長</p> <p>副主席工事検査員</p> <p>副書記長</p> <p>主席監査員</p> <p>困難な業務を分掌する主任協同組合検査員</p> <p>困難な業務を分掌する地域調整幹</p> <p>困難な業務を分掌する主任講師</p> <p>困難な業務を分掌する科長</p> <p>困難な業務を分掌する地域機関の部長</p> <p>(総合リハビリテーションセンター、精神保健福祉センター管理業務部及び精神保健福祉部、農林振興センター並びに農業技術研究センターの部長を除く。)</p> <p>困難な業務を分掌する次長</p> <p>困難な業務を分掌する職業訓練主幹</p> <p>困難な業務を分掌する教務主幹</p> <p>困難な業務を分掌する教授</p> <p>困難な業務を分掌する施工監理主幹</p> <p>困難な業務を分掌する主任工事検査員</p> <p>困難な業務を分掌する出納審査幹</p> <p>困難な業務を分掌する主任監査員</p> <p>困難な業務を分掌する収用委員会事務局</p> <p>副事務局長</p>	<p>七級</p> <p>本庁の所長</p> <p>広報戦略幹</p> <p>統括参事</p> <p>政策幹</p> <p>北部拠点推進幹</p> <p>デジタル政策幹</p> <p>行政監察幹</p>

---

---

県庁舎再整備政策幹  
技術評価幹  
共生推進幹  
スポーツ施設整備推進幹  
危機対策幹  
防災DX政策幹  
野生鳥獣対策幹  
児童虐待対策幹  
産業拠点整備推進幹  
主席協同組合検査員  
産業基盤対策幹  
大宮スーパー・パーク整備推進幹  
副参事  
地域防災幹  
東松山事務所長  
本庄事務所長  
支所長（自動車税事務所大宮支所及び男女共同参画推進センター支所の支所長に限る。）  
地域機関の事務局長  
地域機関の室長  
地域機関の局長  
副センター長（精神保健福祉センターの副センター長に限る。）  
技術指導幹  
総合技術幹  
主席工事検査員  
議事事務局室長  
書記長  
監査事務局副事務局長  
人事委員会事務局副事務局長  
労働委員会事務局副事務局長

---

<p>八級</p> <p>           収用委員会事務局長            報道長            困難な業務を所掌する統括参事            政策・財務局長            地域経営局長            人財政策局長            困難な業務を所掌する行政監察幹            契約局長            税務局長            県民スポーツ文化局長            環境未来局長            地域包括ケア局長            こども政策局長            医療政策局長            健康政策局長            食品衛生安全局長            産業政策局長            地域経済・観光局長            雇用労働局長            まちづくり局長            参事            参与         </p>	<p>九級</p> <p>           副センター長（産業技術総合センターの副センター長に限る。）            議会事務局副事務局長            困難な業務を所掌する書記長            特に困難な業務を所掌する統括参事            行政・デジタル改革局長            県民共生局長            埼玉版FEMA推進幹            都市政策・公園局長            特に重要な業務を所掌する参事         </p>		

教育委員会			
十級	一級	二級	三級
<p>特に重要な業務を所掌する参与 東京事務所長 センター長（産業技術総合センターのセンター長に限る。） 特に困難な業務を所掌する書記長 監査事務局長 人事委員会事務局長 労働委員会事務局長</p>	<p>知事室長 極めて困難な業務を所掌する統括参事 会計管理者 極めて重要な業務を所掌する参事 極めて重要な業務を所掌する参与 議会事務局長</p>	<p>司書 学芸員 社会教育主事補 学校保健技師 相当高度の知識又は経験を必要とする司書 相当高度の知識又は経験を必要とする学芸員 専門員</p>	<p>管理主事 指導主事 社会教育主事 所員 高度の知識又は経験を必要とする社会教育主事補 高度の知識又は経験を必要とする学校保健技師 高度の知識又は経験を必要とする司書 高度の知識又は経験を必要とする学芸員</p>

	主任専門員
四級	困難な業務を分掌する管理主事 困難な業務を分掌する指導主事 困難な業務を分掌する社会教育主事 主任司書 主任学芸員 困難な業務を分掌する所員 県立学校の課長 事務長
五級	主任管理主事 主任指導主事 主任社会教育主事 司書主幹 学芸主幹 事務局次長 事務部長 事務室長
六級	報道幹 企画幹 危機管理幹 調整幹 室長 教育主幹 主席司書主幹 主席学芸主幹 副館長（熊谷図書館、歴史と民俗の博物館及び近代美術館の副館長を除く。） 困難な業務を分掌する主任管理主事 困難な業務を分掌する主任指導主事 困難な業務を分掌する主任社会教育主事 困難な業務を分掌する司書主幹 困難な業務を分掌する学芸主幹 困難な業務を分掌する事務局次長

警察本部										
七級	八級	九級	十級	一級	二級	四級	五級			
<p>困難な業務を分掌する事務部長 困難な業務を分掌する事務室長</p> <p>学校管理幹 教育指導幹 管理主幹 主席指導主事 主席社会教育主事 副参事 主席管理主事 支所長 総合企画長 企画幹（総合教育センターの企画幹に限る。） 副館長（熊谷図書館、歴史と民俗の博物館及び近代美術館の副館長に限る。） 県立学校の事務局長</p> <p>参事</p> <p>高校改革統括監 特に重要な業務を所掌する参事</p> <p>副教育長 極めて重要な業務を所掌する参事</p> <p>警察主事 警察技師</p> <p>高度の知識又は経験を必要とする警察主事 高度の知識又は経験を必要とする警察技師</p> <p>係長 専門員</p> <p>課（室、隊、校）長補佐 補佐官</p> <p>困難な業務を分掌する専門員</p>										

九級	八級	七級	六級	
特に重要な業務を所掌する参事	理事官 参事 財務局長	附置機関の長 主席専門官 主席指導官 主席調査官 総括調査官 管理官 主席師範	調査官 指導官 専門官 次席 術科教養部長 困難な業務を分掌する課（室、隊、校）長 補佐 困難な業務を分掌する補佐官 困難な業務を分掌する警察署の課長 特に困難な業務を分掌する専門員	警察署の課長 警察署の課長代理

備考

この表に定めるもののほか、基準となる職務のうち七級から十級までのものにそれぞれ相当する部付の職務、基準となる職務のうち四級から七級までのものにそれぞれ相当する課付、知事部局の本庁の所付、知事部局の会計管理者付及び教育委員会の所付の職務、基準となる職務のうち四級から八級までのものにそれぞれ相当する知事部局の地域機関の所付（校にあつては校付、場にあつては場付）の職務は、これらの基準となる職務とそれぞれその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。ただし、警察本部の職員の職務にあつては、基準となる職務のうち六級から九級までのものにそれぞれ相当する部付の職務、基準となる職務のうち一級から七級までのものにそれぞれ相当する課付、室付、所付、隊付、方面本部付及び学校付の職務、基準となる職務のうち一級から六級までのものにそれぞれ相当する署付の職務は、これ

らの基準となる職務とそれぞれの複雑、困難及び責任の度が同程度の職務とする。

別表第一ロの表中「組織犯罪対策局長」を「企画調整官」に改める。  
組織犯罪対策局長」

別表第一二の表中「地域機関の局長（総合リハビリテーションセンターの局長に限る。）」を「副病院長」

地域機関の室長（総合リハビリテーションセンターの室長に限る。）に改め、「医療安全管理幹」を削り、  
副センター長（総合リハビリテーションセンター病院長

センターの副センター長に限る。）を「病院長

副センター長（総合リハビリテーションセンターの副センター長に限る。）に改める。

別表第一ホの表中七級の項を削る。

別表第一へ知事部局の部中「困難な業務を行う主幹」を「副課長」  
困難な業務を行う主幹」

に改める。

別表第二を次のように改める。

別表第二 初任給基準表（第十条関係）

イ 行政職給料表初任給基準表

その他	採用試験			学歴免許等	初任給
	初級	中級	上級		
	一級九号給	一級十九号給	一級二十九号給		
	一級五号給				

備考 薬剤師及び獣医師にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

ロ 公安職給料表初任給基準表

試験	学歴免許等	初任給
----	-------	-----

採用試験		
II類	I類	上級
一級十三号給	二級十七号給	三級五号給

ハ 研究職給料表初任給基準表

その他	試験			学歴免許等	初任給
	初級	中級	上級		
高校卒					
	一級九号給	一級十九号給	二級五号給		
	一級五号給				

備考 薬剤師及び獣医師にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

二 医療職給料表(一)初任給基準表

職種		学歴免許等	初任給
医師	歯科医師	博士課程修了	一級三十三号給
		大学六卒	一級九号給

備考 この表の適用を受ける職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

ホ 医療職給料表(二)初任給基準表

職種		学歴免許等		初任給
薬剤師	獣医師	修士課程修了	大学六卒	二級十七号給
栄養士	管理栄養士	大学卒	大学六卒	二級五号給
衛生検査技師		短大卒	短大卒	一級十五号給
診療放射線技師		大学卒	短大三卒	二級五号給
臨床検査技師				一級二十一号給
理学療法士				
作業療法士				
視能訓練士				
言語聴覚士				
義肢装具士				

その他	高校卒	一級五号給
	短大卒	一級十五号給
歯科技工士	短大二卒	一級十五号給
	短大三卒	一級二十一号給
	大学卒	二級五号給
	高校専攻科卒	一級十一号給
歯科衛生士	短大三卒	一級二十一号給
	大学卒	二級五号給

備考 一 薬剤師、獣医師、栄養士、管理栄養士、衛生検査技師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、

義肢装具士、歯科衛生士及び歯科技工士の経験年数は、それぞれその免許を取得した時以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

二 薬剤師法の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十四号）附則第三条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「修士課程修了大学六卒」の区分によるものとする。

三 栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）第五条の三第一号又は第二号の規定に該当する栄養士で同法に規定する管理栄養士となつた者にこの表を適用する場合における初任給は、人事委員会が別に定める。

四 義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）第十四条第三号の規定に該当して義肢装具士となつた者にこの表を適用する場合における初任給欄の号給は、人事委員会が別に定める。

医療職給料表(三)初任給基準表

職種	学歴免許等		初任給
	保健師	大学卒	
看護師	短大三卒	二級九号給	
	短大二卒	二級五号給	
准看護師	准看護師養成所卒	一級五号給	

備考 一 この表の「准看護師養成所卒」は、保健師助産師看護師法（昭和二十

三年法律第二百三十三号）第二十二條第一号又は第二号に規定する学校又は養成所（平成十三年法律第百五十三号による改正前の保健婦助産婦看護婦法第二十二條第一号又は第二号に規定する学校又は養成所を含む。）

の卒業を示す。

二 この表の適用を受ける職員の経験年数は、それぞれその免許を取得した時（保健師で看護師免許を有する職員にあつては、看護師免許を取得した時）以後のものとする。ただし、人事委員会が別段の定めをした場合は、その定めるところによる。

三 准看護師の業務に三年以上従事したことにより保健師助産師看護師法第二十一条第四号の規定に該当した者で保健師又は看護師となつたものに対するこの表の適用については、学歴免許等欄の学歴免許等の区分に対応する初任給欄の号給を、それぞれ「大学卒」にあつては二級十九号給、「短大二卒」にあつては二級十三号給とする。

別表第三中「第五条関係」を「第十二条関係」に改める。

別表第四中「第六条関係」を「第十四条の二関係」に改める。

別表第五中「第七条関係」を「第十三条関係」に改め、同表の備考第三項中「級別資格基準表又は初任給基準表」を「初任給基準表」に改める。

別表第六を次のように改める。

別表第六 削除

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。